

居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑 運営規程

（事業の目的）

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設する「居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑」以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所における居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- （1）指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- （2）指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （3）指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- （4）事業の運営に当っては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業者介護老人保健施設マロニエ苑
- （2）所在地 栃木県那須塩原市井口533-11 にしなすの総合在宅ケアセンター内

（職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名
管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当る。
- （3）事務職員 1名
事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、日曜日、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- （3）緊急時相談 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 事業所が行う居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。

- （1）要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を策定する。
- （2）居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整等を行う。
- （3）当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- （4）その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。

- 2 介護支援専門員は、通常介護支援相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、ケアプラン策定のための課題検討用紙等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
- 4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、通常介護支援相談室等に、当該サービスの担当者を召集してサービス担当者会議を開催するものとする。
- 5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する居宅介護支援を行うため、1月に1回以上利用者を訪問することとする。
- 6 居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
- 7 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道おおむね30キロメートル未満 無料
 - (2) 事業所から、片道おおむね30キロメートル以上 1,000円
- 8 前項の費用支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、那須塩原市とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 上記(1)から(3)を適切に実施するための担当者を置く。

（感染症対策のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、感染症及び、まん延防止のための研修、訓練を定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続に向けた取り組み BCP の強化措置に関する事項）

第10条

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定を図る。
- (2) 従事者に対し、業務継続計画(BCP)に対する必要な研修、及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。